

学校いじめ防止基本方針

長崎県立佐世保商業高等学校

基本方針で目指す生徒像

- 相手の気持ちを常に思いやり、いじめは絶対に「しない」「させない」「許さない」たくましく心豊かな生徒の育成を目指す。

いじめ防止への取組

- 【教職員】
 - 校内指導体制の確立
 - 道徳教育の充実
 - 学校基本方針による取り組みの評価
- 生徒の自己肯定感の育成
- 生徒の自己指導力の育成
- 校内研修の実施
- 学校基本方針の周知
- 人権同和教育
- 【生徒】
 - 生きることの大切さについて考える
 - 携帯電話・インターネットの利用への細心の注意
 - 諸活動への積極的な取組
- 【保護者】
 - 家族団欒
 - 研修会への参加

早期発見への取組

- 【教職員】
 - 個別面談
 - 保護者面談・情報交換
 - 学年での取組と対応
 - 校門指導・校内巡視
 - 保護者との情報交換
 - 定期アンケートの実施
 - 校内相談体制の充実
 - 相談機関等の周知
- 【生徒】
 - 友人への相談
 - 身近な大人への相談
- 【保護者】
 - 子どもの様子の把握
 - 学校への相談
 - 学校への情報提供

いじめ対策委員会

- 【役割】
 - いじめ対策の年間計画
 - いじめの相談・通報窓口
 - 情報収集・記録・情報共有
 - いじめ問題対応の中核
- 【校内構成メンバー】
 - 校長・副校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・教育相談主任・生徒会主任・保健主事・学年主任・養護教諭
- 【外部委員】
 - 外部専門家・学校評議員

いじめに対する措置

- 【教職員】
 - 事実の把握と早期の対応
 - 組織的な対応
 - 被害生徒・保護者への支援
 - 加害生徒への指導
 - 保護者への協力依頼
 - 集団への働きかけ
 - 事後指導の継続
 - ネット上のいじめへの対応
- 【生徒】
 - 事実調査への協力
 - 校紀委員会による活動
- 【保護者】
 - 問題解決に向けての学校への協力
 - 子どもとの会話

P T A 及び関係機関等との連携

- 担任・保護者間の相互連携
- 開かれた学年・学級 P T A
- 積極的な広報活動
- いじめ防止研修
- 学校開放
- 外部委員との相談
- 関係機関との相談及び紹介

重大事態への対応

- 県教育委員会への報告
- 具体的な事実調査
- 生徒の学校生活の安定
- 適切な情報提供
- 教職員の授業・校務等の正常化
- P T A への説明
- 関係機関との連携
- 報道機関への対応

【補足】

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条）

学校いじめ防止基本方針

長崎県立佐世保商業高等学校

1 基本方針で目指す生徒像について

○相手の気持ちを常に思いやり、いじめは絶対に「しない」「させない」「許さない」、たくましく心豊かな生徒の育成を目指す。

2 いじめ・不登校対策委員会

(1) 組織

校長、副校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、教育相談主任、生徒会主任
学年主任、保健主事、養護教諭（関係学級担任、関係部顧問等）
※外部専門家、地域関係者（必要に応じて参加）

(2) 役割

- ①学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- ②いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ③いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ④いじめに組織的に対応するための中核としての役割
- ⑤不登校の認定を行う役割

3 P T A 及び関係機関等との連携について

- (1) 家庭やP T A、地域の関係団体とともに、いじめ問題等について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けた地域ぐるみの対策を推進する。
- (2) 必要に応じて関係生徒が在籍していた中学校と連絡を取り、情報収集を行う。

4 いじめの防止について

いじめを生まない生き生きした学校づくりに向け、校内の指導体制の確立、家庭・地域との連携強化、いじめの問題を自分たちのことと捉えられる生徒の自己指導能力の育成を図る。

(1) 教職員の取組

- ①校内指導体制の確立（いじめ・不登校対策委員会、運営委員会、職員会議）
特定の教職員が抱え込むことなく、いじめの重大性を全教職員で認識し、校長を中心に一致協力した指導体制を確立する。
- ②教師の指導力の向上（いじめ・不登校対策委員会）
「いじめ対策ハンドブック」や「いじめのない学校・学級づくり実践資料集」を活用した研修を年度当初及び2学期後半に実施し、いじめ問題に関する指導上の留意点などについて、教職員間の共通理解を図り、その観察力や対応力の向上に努める。
- ③人権・同和教育（教務部）
2学期後半、全校生徒対象に人権・同和教育を実施し、生徒・職員ともに「差別といじめ」「基本的人権の尊重」等について考え、お互いを思いやり、尊重し、生命を大切にす指導等に努める。全ての教育活動を通して、社会性を培う取組や共感的人間関係を育成する指導・支援を継続する。

④道徳的実践力を培う道徳教育の充実

「長崎っ子の心を見つめる教育週間」等を活用し、いじめ防止や生命尊重等をねらいとした道徳の指導や取組を実践する。

⑤生徒の自己肯定感の育成

生徒と教職員及び生徒同士の信頼関係を構築し、自他を認め合い一人ひとりに居場所のある学校生活の中で、児童生徒の発達の段階に応じて、「夢・憧れ・志」を育む教育等を推進し、自己肯定感を高める。

⑥生徒の自己指導能力の育成

生徒会活動において、いじめに関わる問題を取り上げるなど、生徒が自主的に取り組む活動を計画的に仕組み、指導・支援する。また、「非行防止教室のための教師用指導資料」等を活用し、生徒の「規範意識」や「思いやりの心」の育成を図る。

⑦学校基本方針の周知

年度始めには、いじめ問題に対する学校の基本方針や保護者の責任等を明らかにし、保護者や地域の理解を得る。また、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにする。

⑧学校基本方針による取組の評価

学校基本方針による取組の状況について、「いじめ問題への取組についてのチェックポイント」等を定期的に活用し、計画的かつ継続的な点検・評価に取り組むとともに、いじめに対する教職員の問題意識を持続させる。

(2) 生徒の取組

①各自がリーフレット「長崎県の子どもたちへ」等を参考にして、日頃から「生きることの大切さ」について考える。

②ネットによるいじめ等が発生しないように、日頃から携帯電話やインターネットの取り扱いには細心の注意を払う。

③生徒会総会や各種委員会活動において、いじめにかかわる問題を取り上げ自主的に取り組める活動を検討する。

(3) 保護者・PTAの取組

①日頃から家庭で子どもと語り合う時間をつくる。

②PTA総会等でリーフレット「大切な子どもたちをいじめから守るために」を配付し、家庭での取組を呼びかける。

③ネットによる誹謗中傷等を未然に防ぐための研修会を実施し、保護者に積極的な参加を呼びかける。

5 いじめの早期発見について

生徒に関する情報を全職員で共有することは、いじめ問題への具体的取組みの一步である。このため日頃から生徒の見送りや信頼関係の構築等に努める。

(1) 教職員の取組

①学校生活での指導（学級担任、授業担当者、部顧問等）

ホームルームや授業、部活動等の学校生活において、日頃からの生徒の様子を観察し、気になる生徒については、必要に応じて個別面談を実施する。

②保護者との面談（学級担任）

年間計画に基づいて実施し、日常の生活や学習面及び進路等に関する意見交換や連絡を取り合い、生徒の観察・指導に役立てる。

③学年での対応（各学年団）

定期的に学年会を実施し、気になる生徒の情報交換を行う。また、各学年に相談係を配置し、生徒の悩みや相談に対応する。

④校門指導・校内巡視（生徒指導部）

年間を通して律儀指導を実施し、挨拶や遅刻防止に努める。また、昼休みに校舎内を巡回することにより生徒の学校での様子を観察する。

⑤悩み・いじめ調査の実施（教育相談部）

年2回6月と11月に実施し、生徒の実態を把握するとともに、いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。

⑥教育相談体制の整備

教育相談部と保健部・学年が連携をとり、生徒や保護者の悩みを積極的に受け止めることができる体制を整備する。また、養護教諭を教育相談部の一員として位置づける。

⑦相談機関等の周知

学校以外の相談窓口について、周知や広報を継続して行う。

（2）生徒の取組

①日頃から友人や同級生の様子を観察し、気になる生徒がいたら先生や親に相談する。

②ネットによる誹謗中傷や仲間外し等を見たり聞いたりしたら、ただちに先生や親に相談する。

（3）保護者の取組

①学級担任との面談に参加し、家庭で気になることがあったら学級担任に相談する。

②PTA活動や佐世保地区PTA研修会等へ積極的に参加し、他の家庭や学校側との情報交換を行う。

6 いじめに対する措置について

いじめの発見、連絡を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。対応する場合は、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携のもとで取り組む。

（1）教職員の取組

①いじめの発見や相談を受けたときの対応

遊びや悪ふざけに見えても、いじめと疑われる行為を発見した場合は、その場でその行為を止める。生徒や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合は、真摯に傾聴する。ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わりを持つことが必要である。その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、正確かつ迅速な事実関係の把握に努めるとともに、保護者等と協力して対応する体制を整える。

②組織的な対応

発見・通報を受けた教職員一人で抱え込まず、「いじめ・不登校対策委員会」へ報告し、その情報を共有する。その後は、当該組織が中心となり、速やかにその指導・支援体制を組み、対応の組織化を図る。

③いじめられた生徒及びその保護者への支援

いじめられている生徒から、事実関係の聴取を行う。その後、心のケアや様々な弾力的措置等の対応を行う。また、家庭訪問等により、確実な情報を迅速に保護者へ伝え、今後の対応について保護者と情報を共有する。あわせて、いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制を作る。状況に応じて、心理や福祉等の外部専門家の協力を得る。

④いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめが確認された場合、学校は組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。いじめの状況に応じて、心理的孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導（出席停止も含む）の他、警察等との連携による措置も含め毅然とした対応を行う。また、確実な情報を迅速に保護者へ伝え、継続的な助言を行う。

⑤いじめの事実調査

アンケート調査等を実施し、その結果を基に、聞き取り対象者等の絞込みを行う。

⑥集団への働きかけ

はやし立てたり面白がったりする存在の「観衆」や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の中からいじめを抑止する「仲裁者」が現れるよう、或いは誰かに相談する勇気を持つよう指導する。互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりに努める。

⑦継続的な指導

いじめが解消したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な指導を行う。

⑧ネット上のいじめへの対応

ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直に削除する措置をとる。また、必要に応じ、警察や法務局等と適切な連携を図る。

(2) 生徒の取組

①いじめの事実調査への協力

学校側からアンケート調査等を依頼された場合は、積極的に情報を提供するとともに、問題の解決に向けて協力する。

②校紀委員会による活動

校門での挨拶運動や昼休みの巡視などを自主的に行い、いじめが継続して行われていないか確認し、教員を交えた報告会で状況を報告する。

(3) 保護者の取組

①学校側からの説明会への参加

いじめに関して学校側からの説明会が開催された場合は積極的に参加し、情報を収集するとともに、問題の解決に向けて協力する。

②子どもとの会話

いじめ事案が発生した後も子どもとの会話を通して、いじめが継続していないか、新たな問題が発生していないかなどを確認する。また、気になることがあったら学校側に相談する。

7. 年間計画

佐世保商業高等学校 いじめ防止年間計画				
月	1年	2年	3年	学校全体
4月	生徒・保護者への相談窓口周知 新入生オリエンテーション 新入生研修	生徒・保護者の相談窓口周知	生徒・保護者の相談窓口周知	第1回 いじめ・不登校対策委員会（年間計画の確認等） 学校いじめ防止基本方針」のHP掲載（更新）
5月	HR等で「いじめ根絶」について考える	LHR等で「いじめ根絶」について考える	LHR等で「いじめ根絶」について考える	いじめ根絶強調月間 PTA総会で「学校いじめ防止基本方針」の趣旨説明とメディア研修会の実施 生徒総会で「学校いじめ防止基本方針」の趣旨説明
6月	第1回悩み・いじめ調査	第1回悩み・いじめ調査	第1回悩み・いじめ調査	悩み・いじめ調査結果の集約と対応
7月	三者面談（総ビ）		三者面談	2回 いじめ・不登校対策委員会（悩み・いじめ調査結果の情報共有と対応等）
10月	人権・同和教育	権・同和教育	人権・同和教育	
11月	第2回悩み・いじめ調査	第2回悩み・いじめ調査	第2回悩み・いじめ調査	悩み・いじめ調査結果の集約と対応
12月		三者面談（総ビ）		3回 いじめ・不登校対策委員会（悩み・いじめ調査結果の情報共有と対応等）
1月	三者面談（国コミ）	三者面談（国コミ）		4回 いじめ・不登校対策委員会（年間の取組の検証）
3月				